

実施日__月__日 ()

__年__組__番 氏名_____

雑誌の一部分だけの情報が欲しいとき、 あなたはどうしますか？



本屋で立ち読みしていると旅行券プレゼントのページを見つけました。応募先のアドレスとキーワードだけ知りたかったので、買わずに携帯で撮ってしまおうかと思っていますが……。

設問1 雑誌の一部分だけの情報が欲しいとき、あなたはどうしますか？

- ア 撮影する。これくらい撮影しても大きな問題ではないから。
- イ 撮影する。雑誌を買わなくても済むから。
- ウ 撮影しない。何度も立ち読みをすれば、暗記できそうだから。
- エ 撮影しない。売りにげに影響を与え、書店や出版社、作者に損失を与えるから。

あなたの選択

正しい行動とその理由

設問2 分かったことや大切だと思ったことを書きましょう。

【キーワード】 ・デジタル（電子）万引き ・売りにげ ・書店 ・出版社（作者）

カメラ付き携帯電話のマナー

★印：授業で学んだこと

携帯電話についているカメラ機能はとても便利で、どこでも気軽に、簡単に写真を撮ることができます。旅行や友達との記念写真など、多くの場面で利用されています。

しかし、カメラ付き携帯電話が広まるにつれて、さまざまな問題も起こってきました。それは、著作権や肖像権の問題です。使い方によっては、犯罪として扱われることもありますので、注意が必要です。

勝手に撮影してはいけないものは、何だろう？



●無断で撮影してはいけないもの

・本（雑誌やマンガなどを含めて）の内容

本の内容には、出版社や作家の著作権があるために、基本的に撮影はできません。特に、買ってもしない本や雑誌の一部分だけを撮影する行為は「デジタル万引き」と呼ばれる重大なマナー違反です。また、自称「グルメ評論家」なる人達が自分のブログに料理の写真や店内の様子などを無断で撮影することもいけません。撮影や紹介をするのであれば、店主に許可を得ることが必要です。

・博物館や美術館などに展示された作品

博物館や美術館など文化的に価値のあるものを展示している場所での撮影は禁止となっています。作品は著作権法で守られており、禁止されている場所での撮影は厳禁です。この他の理由として、作品のフラッシュ焼け、他のお客様への迷惑などがあります。また、博物館や美術館は静かに鑑賞する場所なので、鑑賞のマナーとして携帯電話の電源はOFFにするか、マナーモードにすることが必要です。

・人の顔や姿

人の顔や姿を撮るときは、撮影する相手から許可を得ることが必要です。許可を得ずに撮影したり、ブログなどに載せたりすることは、肖像権やプライバシーの侵害にあたります。芸能人やスポーツ選手などの肖像（写真）には、経済的価値（パブリシティ権）があると考えられ、財産権としても保護されており、勝手に撮影することはできません。

「女子高生を盗撮」

女子高生のスカート内を携帯電話で盗撮したとして、埼玉県警は30日、県迷惑行為防止条例違反の疑いで、容疑者を逮捕した。容疑者は30日午前7時5分頃、JR大宮駅の東口中央エスカレーターで、前方にいた私立高3年の女子生徒のスカート内にカメラ付き携帯電話を差し入れて盗撮した疑い。（平成19年11月30日）

カメラ機能の悪用として代表的な犯罪は、「盗撮」です。女性のスカートの中を撮影して逮捕されるという事件があとを絶ちません。これは「迷惑行為防止条例違反」に該当します。水着の女性を盗撮する行為も同様の犯罪となります。

迷惑行為防止条例は、親告罪でないため、被害者の告訴がなくても摘発することができます。

【今日のポイント】

・デジタル万引きは、金銭を支払わないで書籍の情報を盗む行為で、モラルに反する行為だということ。

【デジタル万引き対処方法】

・デジタル万引きは、売り上げに大きく影響し、書店や出版社（作者）に多大な損失を与える行為だということ。
・よい書籍や漫画、雑誌を守るためにもデジタル万引きは、絶対にしないこと。

実施日 ____月 ____日 ()

____年 ____組 ____番 氏名 _____

雑誌の一部分だけの情報が欲しいとき、 あなたはどうしますか？



本屋で立ち読みしていると旅行券プレゼントのページを見つけました。応募先のアドレスとキーワードだけ知りたかったので、買わずに携帯で撮ってしまおうかと思っていますが……。

設問1 雑誌の一部分だけの情報が欲しいとき、あなたはどうしますか？

- ア 撮影する。これくらい撮影しても大きな問題ではないから。
- イ 撮影する。雑誌を買わなくても済むから。
- ウ 撮影しない。何度も立ち読みをすれば、暗記できそうだから。
- エ 撮影しない。売り上げに影響を与え、書店や出版社、作者に損失を与えるから。

あなたの選択

正しい行動と理由

設問2 分かったことや大切だと思ったことを書きましょう。

【キーワード】 ・デジタル（電子）万引き ・売り上げ ・書店 ・出版社（作者）

指導のねらい

- ・デジタル万引きが与える影響を理解させる。

展開

- 1 プリントを配布する。
- 2 実施日、名前を記入させる。
- 3 場面の確認をする。
「これは、何をやっているんだろう？」
- 4 設問1を考えさせる。
「あなたならどうする？」1つ選択させる。
- 5 発表させる。
挙手もしくは指名。「本当にそうする？」など生徒と対話形式で進める。
- 6 左下の【解説】を説明する。
- 7 正しい行動とその理由を記入させる。
正しい行動と理由は、「エ」
- 8 設問2を記入させる。
「印象に残ったこと」を書くように一言加える。書き終わった人は、裏面を読んでいるように指示する。
- 9 ポイントを確認する。
フリップを使って、短時間でまとめをする。
- 10 プリントを回収する。

【角解言説】 デジタル万引きとは、書店やコンビニエンスストアなどに陳列されている書籍・雑誌の内容を携帯電話やデジタルカメラで撮影し、情報を入手する行為のことをいいます。書店の入り口に「撮影はしないでください」と張り紙や看板を出しているにもかかわらず、店内で撮影した場合には、書店の管理権を侵害していることになるので、退去や何らかの賠償請求をされる可能性があります。

自分の利益のみを重視するのではなく、書店や出版社、作者の立場でものごとを考えることが必要で、このようなことが続けば、出版社や作者の収入が減ることで制作意欲が減少し、長期的には自分達の優れた文化を損なう行為となってしまう。このようなモラルに反する行為は、絶対にやめましょう。

【今日のポイント】

・デジタル万引きは、金銭を支払わないで書籍の情報を盗む行為で、モラルに反する行為だということ。

【デジタル万引き対処方法】

- ・デジタル万引きは、売り上げに大きく影響し、書店や出版社（作者）に多大な損失を与える行為だということ。
- ・よい書籍や漫画、雑誌を守るためにもデジタル万引きは絶対にしないこと。

※ 次の内容は、生徒には説明しない。(生徒に「犯罪でなければやってもいい」と捉えられないように、あえて触れない)
デジタル万引き→「今の法律では私的利用のための複製であり、友達などに配信しない限り犯罪とはならない」

カメラ付き携帯電話のマナー

★印：授業で学んだこと

携帯電話についているカメラ機能はとても便利で、どこでも気軽に、簡単に写真を撮ることができます。旅行や友達との記念写真など、多くの場面で利用されています。

しかし、カメラ付き携帯電話が広まるにつれて、さまざまな問題も起こってきました。それは、著作権や肖像権の問題です。使い方によっては、犯罪として扱われることもありますので、注意が必要です。

勝手に撮影してはいけないものは、何だろう？



●無断で撮影してはいけないもの

・本（雑誌やマンガなどを含めて）の内容

本の内容には、出版社や作家の著作権があるために、基本的に撮影はできません。特に、買ってもしない本や雑誌の一部分だけを撮影する行為は「デジタル万引き」と呼ばれる重大なマナー違反です。また、自称「グルメ評論家」なる人達が自分のブログに料理の写真や店内の様子などを無断で撮影することもいけません。撮影や紹介をするのであれば、店主に許可を得ることが必要です。

・博物館や美術館などに展示された作品

博物館や美術館など文化的に価値のあるものを展示している場所での撮影は禁止となっています。作品は著作権法で守られており、禁止されている場所での撮影は厳禁です。この他の理由として、作品のフラッシュ焼け、他のお客様への迷惑などがあります。また、博物館や美術館は静かに鑑賞する場所なので、鑑賞のマナーとして携帯電話の電源はOFFにするか、マナーモードにすることが必要です。

・人の顔や姿

人の顔や姿を撮るときは、撮影する相手から許可を得ることが必要です。許可を得ずに撮影したり、ブログなどに載せたりすることは、肖像権やプライバシーの侵害にあたります。芸能人やスポーツ選手などの肖像（写真）には、経済的価値（パブリシティ権）があると考えられ、財産権としても保護されており、勝手に撮影することはできません。

「女子高生を盗撮」

女子高生のスカート内を携帯電話で盗撮したとして、埼玉県警は30日、県迷惑行為防止条例違反の疑いで、容疑者を逮捕した。容疑者は30日午前7時5分頃、JR大宮駅の東口中央エスカレーターで、前方にいた私立高3年の女子生徒のスカート内にカメラ付き携帯電話を差し入れて盗撮した疑い。（平成19年11月30日）

カメラ機能の悪用として代表的な犯罪は、「盗撮」です。女性のスカートの中を撮影して逮捕されるという事件があとを絶ちません。これは「迷惑行為防止条例違反」に該当します。水着の女性を盗撮する行為も同様の犯罪となります。

迷惑行為防止条例は、親告罪でないため、被害者の告訴がなくても摘発することができます。

【今日のポイント】

・デジタル万引きは、金銭を支払わないで書籍の情報を盗む行為で、モラルに反する行為だということ。

【デジタル万引き対処方法】

・デジタル万引きは、売り上げに大きく影響し、書店や出版社（作者）に多大な損失を与える行為だということ。
・よい書籍や漫画、雑誌を守るためにもデジタル万引きは、絶対にしないこと。